

information

会議所からのお知らせ

行政書士会/社会保険労務士会 合同 街角なんでも無料相談会

行政書士・社会保険労務士による
合同の無料相談会を開催します。
問題の早期解決をワンストップで
お手伝いします。

日時：平成23年12月10日(土)
午前10時～午後4時

会場：富士見町 町民センター

* 電話相談を時間内同時受付
TEL 0266-62-2400

相談内容 (事前のお問合せ先)：

行政書士 / 各種許認可申請手続、相続手続・遺言の手続、各種契約書、成年後見等日常生活における諸手続 等
(行政書士会・TEL0266-52-1532)
社労士 / 就業規則、労働、年金に関する
こと 等 (社労士会・TEL0266-24-2416)

融資利率

(平成23年11月10日現在)

○日本政策金融公庫

マル経資金 1.85%
普通貸付 2.15%

ご相談は当所まで

お申込みはお早めに! 国の教育ローン

日本政策金融公庫 国民生活事業よりご案内

<概要>

【融資額】学生・生徒一人あたり
300万円以内

【利率】年2.55%
(固定金利、平成23年11月10日現在)

【返済期間】15年以内(交通遺児家庭または母子家庭の方については18年以内)

【使いみち】入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

【返済方法】毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能)

ご利用いただける方など、
詳しくは教育ローンコールセンター
TEL0570-008656(ナビダイヤル) または、
TEL03-5321-8656 までお問合せください。

決算など説明会及び個別指導会のご案内

○年末調整と源泉税納付個別指導会

当所と青色申告会では、年末調整と源泉税納付に関する指導会を開催します。

- ◆日時 平成24年1月6日(金)・10日(火)
午後1時～4時
- ◆場所 諏訪商工会館 5階 大会議室
- ◆持ち物 貸金台帳(源泉徴収簿、扶養控除等申告書、保険料控除申告書)・給与支払報告書(総括表、個別明細書)・納付書(徴収高計算書)・国民年金保険料等証明書・認印・計算機・筆記用具 等
* 税額がなくても税務署、市役所への申告が必要です。
* 納期限延長の手続き(1月20日まで)をされていない方は、1月10日(火)が納期限となります。

○決算書作成個別指導会

- ◆日時 平成24年2月7日(火)・8日(水)・9日(木)
<午前の部> 午前10時～正午
<午後の部> 午後1時～4時
- ◆場所 諏訪商工会館 5階 大会議室
- ◆持ち物 決算書・前年決算書・帳簿類・筆記用具・計算機・認印 等
* 複式簿記で青色申告特別控除(65万円)をとられる方は期首(H23.1.1)と期末(H23.12.31)の資産・負債を調べて来てください。
* 減価償却が修了している資産を現在も使用している方は、残存価格を1円残して5年間で均等償却ができます。平成22年の決算書に記載がなくても残存価格が残っている可能性がありますので、固定資産台帳または過去の決算書をお持ちください。
* 商工会議所、協同組合、同業者組合、商店会などの会費、組合費又は賦課金などは必要経費(租税公課)になります。

○確定申告個別指導会(所得税・消費税)

- ◆日時 平成23年3月2日(金)・5日(月)
・6日(火)・7日(水)
<午前の部> 午前10時～正午
<午後の部> 午後1時～4時
- ◆場所 諏訪商工会館 5階 大会議室
- * 持ち物等の詳細は次月にお知らせします。

【問合せ先】諏訪商工会議所 TEL0266-52-2155

経済センサス

活動調査にご協力をお願いします

経済センサスは、日本の経済力を知るための「経済の国勢調査」です。

平成24年2月1日を基準日として、総務省・経済産業省による経済センサス-活動調査を実施します。全産業分野における経済活動を同一時点で把握するため、ご理解・ご協力をお願いします。なお調査票にご記入いただいた内容は、「統計法」に基づき秘密が厳守されます。

- 対象：全国すべての事業所や企業等
- 調査事項：事業の内容や従業者規模、売上および費用の金額等
- 調査方法：①調査員調査…1月中に調査票を配布し、2月に回収に伺います。
②直轄調査…支社等を有する企業等(新設除く)は、本社一括で郵送調査します。
- 結果利用：各種行政施策や学術研究の基礎資料としての利活用だけでなく、事業所経営の参考資料としても利用していただくことを目指しています。
調査についてご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせ下さい。
平成24年経済センサス-活動調査 コールセンター
0120-44-1034(通話料無料)※050番のIP電話など：03-6830-1034(有料)
(午前9時～午後9時、携帯電話・PHSからも利用可、土・日・祝日も利用可)
調査員との約束日時の変更など、調査員に関することは下記にご連絡下さい。
諏訪市役所企画調整課行政統計係：0266-52-4141(内線401・324)

積立金、所得控除の救世主 退職金積立、節税にはぴったりの制度です

小規模企業共済制度のご案内

【小規模企業共済制度とは】

小規模企業の個人事業主または会社等の役員の方々が事業の廃止や役員の退職に備え、生活資金・事業再建資金の手当てを受けるため、あらかじめ掛金の積立を行う共済制度で、いわば「経営者の退職金制度」といえるものです。

国が全額出資の中小企業基盤整備機構が運営する有利で安心な共済制度です。ここ数年の税制改正により所得控除が大幅に減少したため、低金利時代の退職金積立、節税にはぴったりの制度です。

【加入資格】

常時使用する従業員の数が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の個人事業主および会社の役員、一定規模以下の企業組合・協業組合の役員の方です。

【毎月の掛金】

- ①毎月の掛金は、1,000円から7万円までの範囲内(500円刻み)で自由に選べます。
- ②加入後に増額、減額ができ、前払いもできます(但し、減額する場合には一定要件が必要です)
- ③掛金は加入された方ご自身の預金口座から振替納付します。

【制度の特色】

- ①掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除されます。また、1年以内の前納掛金も同様に控除されます。(所得税・住民税が減税できます)
- ②共済金は「一時金受取」「分割受取」または「一時金受取と分割受取の併用」(但し、分割受取の併用には一定の要件があります)
- ③共済金は退職所得又は、公的年金などの雑所得として取り扱われます。
- ④一定の資格を有する方は傷害・災害貸付制度が利用できます。
- ⑤所得がない時など、掛金を納めることが困難な場合は、掛け止めができます。

加入対象者が拡大されています

個人事業主の「共同経営者」で一定の要件を満たせば個人事業主の配偶者や後継者、親族以外の方も加入することができます。(加入できる共同経営者は一事業主につき「2名」までとなります。)

* 詳細については当所までお問い合わせください。
諏訪商工会議所 TEL0266-52-2155